明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○全国家計構造調査規則の一部を改正する省令（総務七）　一
〔告　示〕
○昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）等の一部を改正する件（環境四）　四
〔官庁報告〕
令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三七
裁判所
破産、免責関係　三六
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三九
地方公共団体
行旅死亡人、新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価準備書の縦覧関係　四七
会社その他
会社決算公告　五一

省令

○総務省令第七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、全国家計構造調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月五日

総務大臣　松本　剛明